

第 1 編

総 則

第1編 総則

第1. 委託業務の範囲

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業業務委託事業主団体（以下「委託事業主団体」という。）に対して中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第72条第1項及び独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書第9条の規定に基づき、一般の中小企業退職金共済事業に係る次の業務を委託する。

- (1) 退職金共済契約申込書及び預金口座振替届出書の受理並びに中退共本部への送付、又は金融機関への取次ぎ
- (2) 中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進
- (3) 調査及び広報に関する業務
- (4) 前各号の業務に附帯する業務

第2. 委託業務処理の通則

機構から業務を委託された委託事業主団体又はこれら委託事業主団体から委託業務を再委託された独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業復託事業主団体は、業務委託事業主団体契約書又は業務委託事業主団体復託契約書及びこの事務取扱要領並びにその他機構が定める事務処理に関する規程に従って業務を行う。

第3. 本編中で使用する用語について

機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構の略称
中退共制度	昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき設けられた中小企業退職金共済制度の略称
中退共事業	中退法において規定されている、一般の中小企業退職金共済事業の略称
中退共本部	中退法に基づき設立され、中退共事業の運営を行っている独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の略称
委託事業主団体 委託団体 復託団体	<p>中退法等の規定に基づき、機構から業務を委託する事業主団体であり、機構と直接契約を締結する「委託団体」とその委託団体から委託業務を再委託される「復託団体」があります。</p> <p>なお、本要領において「委託事業主団体」と表記する場合は、「委託団体」と「復託団体」の双方を指すものとします。</p> <p>主な委託先：商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、青色申告会、労働保険事務組合、労働基準協会、社会保険労務士会、中小企業勤労者福祉サービスセンター、ハイヤー・タクシー協会、税理士協同組合、TKC企業共済会 等</p>
委託事業主団体番号	機構が事業主団体と業務委託契約を締結する際に付与する、申込書の取扱い先を整理するための固有番号（9桁又は13桁）です。中退共事業の委託事業主団体番号は数字のみです。

委託保険会社	中退法等の規定に基づき機構から業務を委託する保険会社です。
委託保険会社番号	機構が保険会社と業務委託契約を締結する際に付与する、申込書の取扱い先を整理するための固有番号（14桁）です。 先頭2桁が中退共本部が定めた各保険会社ごとの会社コードとなっています。
金融機関	本事務取扱要領中の「金融機関」とは、機構（中退共事業）と代理店契約を締結している銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫をいいます。なお平成29年4月現在、農業協同組合（農協）、漁業協同組合（漁協）、ゆうちょ銀行、インターネット專業銀行（ネット銀行）は機構（中退共事業）の代理店となっておりません。
申込書	中退共制度に加入を申込み際の「中小企業退職金共済契約申込書」は、新規・追加・続紙（5名を超える申込みの際に使用）の3種類があります。特に指定せず「申込書」と記載している場合は、それらの総称です。
預金口座振替依頼書 /届出書	事業主が掛金の引落とし口座の届出をするための届出用紙です。1～2枚目の預金口座振替依頼書が（お客様控）と（取扱店保存）になっており、3枚目が中退共本部へ届け出る預金口座振替届出書となっています。
共済契約者	中退共本部と退職金共済契約を締結した事業主をいいます。
被共済者	中退共制度加入の従業員をいいます。加入前、又は加入しない方は「従業員」としていません。